

一人で悩まず気軽に利用を

市では、市民の皆さんが日常生活を送る中で遭遇する困り事や不安を解決するため、各種相談窓口を開設しています。

相談員 ＝元裁判所調停委員 など	内容 ＝離婚、相続、近隣トラブル など	日時 ＝月・金曜日 午前9時～午後4時	会場 ＝市民相談室(市役所2階) 注意事項 ○裁判所で取り扱い中の事件については相談できません ○法人からの相談は受けません ○受け付けは終了時間の30分前までです。正午～午後1時は相談できません ○祝日などにより、相談日が変更となる場合があります ○弁護士法律相談、女性のための相談は予約が必要です。直接または電話で市民協働課(☎20-1507)へ	相談料 は無料です。秘密は厳守されるので、安心して相談してください。
内容 ＝確定申告、相続税など	日時 ＝第3火曜日 午前10時～午後3時	会場 ＝市民生活相談 内容 ＝差別や名誉毀損、嫌がらせなどの人権侵害、国の行政に対する意見や要望など	相談員 ＝人権擁護委員、行政相談員	相談料 は無料です。秘密は厳守されるので、安心して相談してください。
内容 ＝確定申告、相続税など	日時 ＝第4火曜日 午前10時～午後4時	会場 ＝市民生活相談 内容 ＝差別や名誉毀損、嫌がらせなどの人権侵害、国の行政に対する意見や要望など	相談員 ＝人権擁護委員、行政相談員	相談料 は無料です。秘密は厳守されるので、安心して相談してください。
内容 ＝確定申告、相続税など	日時 ＝第2・4金曜日 午後1時～4時	会場 ＝市民生活相談 内容 ＝健康保険、年金、税、日常生活における諸問題	相談員 ＝人権擁護委員、行政相談員	相談料 は無料です。秘密は厳守されるので、安心して相談してください。

英語

- ◆Date Every 2nd and 4th Friday
- ◆Time 1:00P.M～4:00P.M
- ◆Place Narita City Hall 2F Meeting Room
- ◆Subject To advise and help you solve problems you encounter such as health insurance,pension and tax etc.while living in Narita.
- ◆Charge Free
- ◆Inquiry "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

中国語

- ◆諮詢日 每月第二和第四个星期五
- ◆諮詢时间 下午1時～4時
- ◆諮詢地点 市役所 2樓 會議室
- ◆諮詢內容 日常生活的各种問題 例如健康保險，年金，稅金等
- ◆諮詢費 免費
- ◆查詢電話 “市民協働課” ☎0476-20-1507

スペイン語

- ◆Fecha segundo y cuarto viernes
- ◆Horario 13:00～16:00
- ◆Lugar segundo piso del edificio (municipalidad)
“Sodan Couna”
- ◆Contenido de consulta problemas varios de la vida diaria como seguro de salud,pension,impuestos
- ◆Costo gratuito
- ◆Información "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507

ポルトガル語

- ◆Período 2^a e a 4^a semana de 5^a feira do mês
- ◆Horário 13:00 Hs～16:00 Hs
- ◆Local Prefeitura de NARITA 2º Andar “Soudan Coona”
- ◆Objetivo Eventuais problemas do cotidiano, como pensão,seguro de saúde e impostos.
- ◆Serviço gratuito
- ◆Informação "SHIMINKYODOKA" ☎0476-20-1507